

# 最近の都財政に関する研究会設置要綱

元財主財第34号  
平成元年6月9日  
財務局長決定  
改正 6財主財第8号  
平成6年5月12日  
改正 12財主財第65号  
平成12年8月22日  
改正 15財主財第76号  
平成15年9月5日  
改正 28財主財第111号  
平成28年10月4日  
改正 3財主財第51号  
令和3年6月10日

## (設置)

第1 社会経済の急激な変化に対応して、都財政の課題、地方財政制度のあり方等財政問題について広く調査・研究を行い、今後の財政運営の参考に資するため、「最近の都財政に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2 研究会は次に掲げる事項について調査・研究を行い、その結果を財務局長に報告する。

- (1) 社会経済の変化と大都市財政について
- (2) その他財政問題に関することについて

## (組織)

第3 研究会は、学識経験のある者のうちから、財務局長が依頼する委員20名以内をもって構成する。

## (任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (座長)

第5 研究会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第 6 研究会の会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(分科会)

第 7 研究会に、専門の事項を検討するための分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、研究会が定める事項について検討する。
- 3 分科会は、研究会の委員のうちから座長が指名する委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。

(オンラインによる会議)

第 8 会議（分科会を含む。以下同じ。）は、感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長（分科会にあつては分科会長とする。）が必要と認める場合には、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。以下同じ。）を活用して開催することができる。

- 2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、会議への出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(会議等の公開)

第 9 会議並びに会議録及び会議に係る資料は、個人情報保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、全て公開する。

(委員以外の出席)

第 10 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第 11 研究会の庶務は、財務局主計部財政課において処理する。

(その他)

第 12 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は財務局長が別に定める。

附 則（平成元年 6 月 9 日）

この要綱は、平成元年 6 月 9 日から施行する。

附 則（平成6年5月12日）  
この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成12年8月22日）  
この要綱は、決定日から施行する。

附 則（平成15年9月5日）  
この要綱は、決定日から施行する。

附 則（平成28年10月4日）  
この要綱は、決定日から施行する。

附 則（令和3年6月10日）  
この要綱は、決定日から施行する。